

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	38 トン	76 トン
		71 トン	38 トン	33 トン
3	クリーム	38 トン	42 トン	超過済
		24 トン	42 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	8,368 トン	44,593 トン
		33,644 トン	7,514 トン	26,130 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	855 トン	908 トン
		1,142 トン	855 トン	287 トン
6	加糖れん乳	202 トン	14 トン	188 トン
		68 トン	14 トン	54 トン
7	ヨーグルト	17 トン	2 トン	15 トン
		11 トン	2 トン	9 トン
8	バターミルク	192 トン	11 トン	181 トン
		12 トン	11 トン	1 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	19,820 トン	38,591 トン
		47,985 トン	16,408 トン	31,577 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	2,987 トン	10,386 トン
		8,803 トン	1,946 トン	6,857 トン
11	バター	24,439 トン	4,532 トン	19,907 トン
		16,786 トン	4,133 トン	12,653 トン
12	豆類	89,846 トン	37,575 トン	52,271 トン
		45,433 トン	14,548 トン	30,885 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	2,620,534 トン	3,111,170 トン
		5,117,077 トン	2,436,977 トン	2,680,100 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	602,567 トン	726,741 トン
		222,196 トン	99,385 トン	122,811 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	354,109 トン	376,150 トン
		704,615 トン	354,109 トン	350,506 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	1,453 トン	1,490 トン
		2,351 トン	1,453 トン	898 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	5,103 トン	7,357 トン
		6,177 トン	5,061 トン	1,116 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	68,356 トン	95,439 トン
		162,600 トン	68,356 トン	94,244 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	6,329 トン	14,957 トン
		21,286 トン	6,329 トン	14,957 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	704 トン	990 トン
		1,220 トン	704 トン	516 トン
20	イヌリン	2,130 トン	1,094 トン	1,036 トン
		55 トン	30 トン	25 トン
21	落花生	36,714 トン	13,900 トン	22,814 トン
		23,109 トン	6,082 トン	17,027 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	41 トン	190 トン
		223 トン	41 トン	182 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	2,460 トン	7,957 トン
		4,348 トン	787 トン	3,561 トン
24	でん粉調製品	241 トン	71 トン	170 トン
		238 トン	71 トン	167 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	909 トン	4,791 トン
		2,070 トン	480 トン	1,590 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	5,505 トン	14,473 トン
		1,810 トン	622 トン	1,188 トン
28	繭	6.5 トン	0.4 トン	6.1 トン
		6.5 トン	0.4 トン	6.1 トン
29	生糸	309 トン	95 トン	214 トン
		308 トン	95 トン	213 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。